

地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
38	身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止	1～8
29	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	9～12
21	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化	13～19
19	所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与	20～23
8	放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し	24～26
35	生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し	27～29
33	放置自転車等の撤去及び保管費の撤収・収納事務の私人委託	30～31
36	公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し	32～35
31	普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し	36～38
39	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	39～41
40	試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し	42～43
41	公立大学法人の財産処分に係る定款変更における議会議決等の見直し	44～46
25	森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大	47～55

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	209	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、身体障害者手帳（以下「手帳」という）は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考え。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不要な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 内閣府（番号制度担当室）において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

（13）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（iv）個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平 18 厚生労働省令 19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令 23 条 1 項）、地域相談支援受給者証（同令 34 条の 50 第 1 項）及び自立支援医療受給者証（同令 48 条 1 項）並びに療養介護医療受給者証

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭 25 厚生省令 31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令 30 条）

また、身体障害者福祉法施行規則（昭 25 厚生省令 15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令 7 条及び 8 条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	209	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止

提案団体

各務原市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。

破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。

根拠法令等

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
障害者総合支援法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー

ビス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。

○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。

○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。

紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。

○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。

○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。

個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。

○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。

○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。

【厚生労働省】

障害保健福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の汚損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。

提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。

なお、身体障害者手帳（以下「手帳」という）は、更新の仕組みを取っておらず、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始以前に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際に

は手帳所持者が住所変更届等を行い、転居先の都道府県においてマイナンバーを把握する必要があるものの、必ずしも徹底されていないことを踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考え。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。

【今治市】

各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携を行わないのに不要な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものとする。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 内閣府（番号制度担当室）において、

- ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 通知カードだけではなりすましを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

○ 厚生労働省において、

- ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。
- ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。
- ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。

- ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。
- ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。
- ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会にマイナンバーの記載を求めることは有用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めることとしたい。
- ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。
- ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

（32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

（iii）個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平 18 厚生労働省令 19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令 23 条 1 項）、地域相談支援受給者証（同令 34 条の 50 第 1 項）及び自立支援医療受給者証（同令 48 条 1 項）並びに療養介護医療受給者証

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭 25 厚生省令 31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令 30 条）

また、身体障害者福祉法施行規則（昭 25 厚生省令 15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令 7 条及び 8 条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：内閣府）

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

227

提案区分

A 権限移譲

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。

【支障】

政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

軌道が一政令市内で完結するものについては、現に軌道が敷設される道路の主要な管理者(直轄国道を除く)である政令市に権限を移譲することで、より迅速かつ道路の現況に即した審査等が可能となり、軌道経営者の利益に資するとともに、より住民に身近な行政主体による総合的な行政が可能となる。

根拠法令等

軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものの認可事務及び経由事務については、その事務・権限を政令市に移譲することにより、迅速な事務処理等が可能となると考えられる。一方、政令市以外の軌道事業者が存在する都道府県においては、政令市以外の認可事務を引き続き行い続けることとなり、政令市においても同様の

認可事務を新たに行うこととなるため、このことも含めて総合的に検討する必要があると思われる。

各府省からの第1次回答

政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

軌道の工事实施に当たっては、実務上は、軌道経営者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるので、軌道の主な敷設先となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きな増とはならないと考える。

むしろ、軌道の設置や維持管理は、道路整備や道路管理（特に道路占用制度）と連携して行われるべきと考えるので、政令市内の道路管理等を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理等を現に行う政令市長が、直轄国道の管理者と連携しながら、軌道に関する事務を処理する方が、円滑な事務処理の実施が期待できると考える。

以上の点を考慮の上、軌道が一の政令市内で完結するものの都道府県知事権限の政令市長への移譲について、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

次の地方分権一括法案によって対応が可能となるよう、政令市側の意向確認を速やかに進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら引き続き検討してまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号	228	提案区分	A 権限移譲	提案分野	運輸・交通
------	-----	------	--------	------	-------

提案事項(事項名)

鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設(縦断的に敷設するものに限る)の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。

【支障】

政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に縦断的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が経由事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

鉄道事業法第61条ただし書の許可事務において都道府県が行う経由事務について、鉄道線路の敷設箇所が政令市内に関するものについては、現に線路が敷設される道路の主要な管理者(直轄国道を除く)である政令市に権限を移譲することで、その後に引き続き行われる道路占用の許可において迅速な審査が可能となり、鉄道事業者の利益に資するとともに、より住民に身近な行政主体による総合的な行政が可能となる。

根拠法令等

鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

熊本市

○鉄道事業法第61条ただし書の許可事務における都道府県が行う経由事務については、鉄道線路の敷設箇所が政令市内に関するものに限っては政令市に権限を移譲することにより、その後に引き続き行われる道路占用の許可において迅速な審査が可能となると思われる。

各府省からの第1次回答

政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

鉄道の道路敷地内への縦断敷設に当たっては、実務上は、鉄道事業者から各道路管理者に事前協議が行われ、事実上の審査がなされることが多いと思われるので、鉄道の主な敷設先となる道路の管理者である政令市にとって、事務負担の大きな増とはならないと考える。

むしろ、鉄道事業法 61 条ただし書許可後に行われる道路占用許可の審査が円滑に進むよう、政令市内の道路管理を行っていない都道府県知事ではなく、都道府県道と市道の管理を現に行う政令市長が、直轄国道の管理者と連携しながら処理する方が、効率的であると考えます。

以上の点を考慮の上、鉄道の道路敷地内への縦断敷設箇所が政令市内であるものについては政令市長が処理するよう、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

次の地方分権一括法案によって対応が可能となるよう、政令市側の意向確認を速やかに進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について、政令市の意向を確認しながら引き続き検討してまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、国土交通省 第2次回答

管理番号	152	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。

具体的な支障事例

代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。

本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。

所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。

本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。

一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。

以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市

○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。

○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。

○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。

○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかな踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。

○平成 28 年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。

○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。

○当市では、現在、法第 14 条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。

○当市が実施した略式代執行において回収した動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めずに相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、動産の保管が負担になるケースは今後には発生すると思われ、また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでには、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行令書等において動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により動産搬出を触れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事に合わせて家財道具等を処分できることとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。

○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。

動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。

○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。

○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。

また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

【国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を

参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考える。

他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。

国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていたとは言い難い状況です。

本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われれます。

動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。

○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。

○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広

告物法のように、「特に貴重」なものとそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、国土交通省 第2次回答

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。

具体的な支障事例

代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。

本市においては、本年3月に、法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。

所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。

本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。

一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。

以上の支障を解決するため、法上に河川法第 75 条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市

○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。

○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。統一的なルールを明確にしてほしい。

○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。

○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかな踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。

○平成 28 年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。

○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。

○当市では、現在、法第 14 条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。

○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。

動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。

○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。

また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

【国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にして、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であるとする。

他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については 100 件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。

なお、本提案にあるような動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。

国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていたとは言い難い状況です。

本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われます。

動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。

○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄等に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。

○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとはそれ以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省、国土交通省 第2次回答

管理番号	274	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

所有者不明空き家に関し、地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。

具体的な支障事例

所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。

京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。

一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立てができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。

空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。

平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。

根拠法令等

民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市

○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家（特定空家等にはまだ認定できない）があり、対応に苦慮している。

○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。

○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申し立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申し立てができれば空家対策に有効であると考ええる。

○当市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申し立て権」を付与することは有益であると考ええる。

○当市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどのなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申し立てが可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申し立て権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えるが、申し立てに伴う裁判所への予納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。

○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。

○当市には、相続人不存在の特定空家等（母屋・小屋）が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申し立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申し立てを行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。

各府省からの第1次回答

【総務省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。

【法務省】

現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申し立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立人である市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事案においても、個別の事情に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。

したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。

なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要があると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条により、地方公共団体の長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理人の選任等の申し立てをすることができる。管理人は不在者の財産の全般を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。

【国土交通省】

空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績（平成27年5月～平成30年10月）があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していなくても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一的な解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。

法務省の一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。

また、法務省の一次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、

- ・建築物の部分にのみ管理不全状態がある場合
- ・土地と建築物の所有者が異なる場合

には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【米子市】

事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進みにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。

また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理できるとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。

○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。

○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省、国土交通省】

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。

【法務省】

ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてまいりたい。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生月が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。

このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等デイサービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。

根拠法令等

- ・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三
- ・学校教育法第一条、第二百二十四条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市

○地域における課題

15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。

○放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生月までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。

○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいのある児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものとする。

○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

各府省からの第1次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

専修学校に通学し、かつ放課後等デイサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特例がないため、18歳到達までしか支援を受けられない状況である。

今回の改正のタイミングが3年後の報酬改定等の機会となると、上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合に、放課後等デイサービスが使えないこととなる。個々の児童に必要とされる療育という観点とは全く異なる「進学先が一条校か否か」という要素によって、受けられる支援に差異が生じていることは、合理性に欠けた不当な差別と言え、また、今後進路を考える児童にとっては、その検討に「引き続き放課後等デイサービスを受けられる学校かどうか」という要素が加わってしまい、児童の進学先の自由な選択を歪めることになってしまう。このように、実際に当該児童に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学後も安定したサービスが提供されることを知って安心していただき、自分の意思による進学の選択をすることができるためにも、報酬改定等に併せるのではなく、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討することだが、専修学校に通う児童の放課後等デイサービスの利用の必要

性は、東大阪市の例からも明らかであり、平成 31 年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。

○ 1次ヒアリングでは、平成 21 年に放課後等デイサービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定義したとのことだが、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の状況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、利用対象児童に専修学校に通う児童を追加することのニーズや対象を拡大した場合に生じる課題を調査し、調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(xii) 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託

提案団体

船橋市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護費返還金等(①生活保護法第 63 条返還金、②生活保護法第 78 条徴収金、③民法第 703 条及び地方自治法施行令第 159 条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とすべく、地方自治法第 243 条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。

具体的な支障事例

【支障事例】

生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られているが、入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で手数料のかからない一部金融機関での納付書払いが困難な債務者が一定数いる。現金書留は手数料がかかり、福祉事務所等での窓口納付も交通費がかかるため、適正な代替手段が存在せず、債務者にとっての利便性が低い。

上記理由により納付困難であるということで、債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。(現に、債権回収の折衝を行う際には債務者からのコンビニ収納の要望が多々ある。)

また、福祉事務所等での窓口納付については、亡失等の事故のリスクが存在しているため件数を減少させる必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

制度改正による効果として、生活保護費返還金等が地方自治法第 243 条に定める私人の公金取扱いの制限から除かれ、コンビニ収納ができるようになれば、債務者は、時間や場所を問わず生活保護費返還金等を納付することが可能となり、大幅に利便性が向上する。

収納率については件数ベースで 20%程度の向上が見込まれ、既存の納付件数の 40%程度がコンビニ収納に移行する結果、福祉事務所等での窓口納付件数が減少し、亡失等の事故のリスクも軽減される。

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、生活保護法、生活保護法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、石岡市、桶川市、千葉市、横浜市、川崎市、美濃加茂市、島田市、知多市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市

○債権回収の折衝時に、収納方法が限られていることを理由に納付困難とされる場合があり、収納率が向上しない一因となっている。特に就労自立などで保護を廃止しているケースからコンビニ納付の要望がある。

○返還金の納付については、金融機関の統廃合等もあり近くに金融機関がない場合もあり、利便性向上が図られることにより納付率の向上も期待できる。

○生活保護の返還金の納付において、納付できる場所まで遠かったり、交通費がかかったりするため納付が遅れる事例がある。

○提案内容と同じ支障事例あり。生活保護費返還金等の納付については、現状、各福祉事務所の庁舎内に指定金融機関の派出所が設置されていることから、保護費の現金支給の対象となっている場合などには、支給と併せて納付指導をすることで、効果的な債権回収が可能となっている。しかしながら、当該派出所については今年9月末をもってすべて撤退することが決定しており、収納率の低下が避けられない状況にある。収納率の維持・向上のため、コンビニ収納を導入することが望まれる。

○日中は就労しており納付する時間がない等、同様の事例があるため、債務者からはコンビニ納付の要望はある。

○生活保護費返還金等のコンビニによる納付については、納付書に生活保護等の記載がなければ、個人情報保護の観点から有効な手段だと感じる。現に納付書を送付しても、仕事等の時間で福祉事務所窓口や金融機関等に行けないケースも多々あるため、収納率を上げる目的や、福祉事務所の現金取り扱いのリスクを考えれば制度改正をしていく必要性を感じる。

○被保護者に返還金等の納付書を手交した際、コンビニで支払えないのかという問い合わせが少なくない。また、県外の被保護者であった者や遺族に郵送した際に、払い込みできる銀行がない可能性もなくはない。

○自宅から金融機関まで遠くて交通費がかかる方や、身体が不自由な方が一定数存在するため、コンビニに収納が実現すれば、ある程度の収納率の上昇が考えられる。

○生活保護費返還金等の納付の利便性の向上のためにもなるため賛同する。

○コンビニ納付も含めた多様な納付方法が可能となれば、大幅に利便性が向上し、徴収率向上に効果が期待できるため。

○本市では生活保護費返還金等の納付手段は、指定金融機関での納付書払い、区庁舎内の銀行派出所や区会計室での納付で、福祉事務所での窓口納付はできません。入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で金融機関の営業時間に行けない、区役所の開所時間までに来庁できないとのご意見があり、同時に身近にあるコンビニ収納の要望があります。現在の納付の利便性が低いことから、債権回収の折衝が上手いかず、収納率にも少なからず影響があると考えています。

○生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納が加わることにより、収納率の大幅アップが期待される。現在の特定の金融機関でしか納付できない納付書は、現在の生活スタイルからかけ離れており、利用者の利便性を考えるとコンビニ収納の追加を望みます。

各府省からの第1次回答

生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納を追加することについては、費用面の問題（自治体及び収納事務を行うコンビニでのシステム改修、コンビニ収納に際して必要となる手数料等）、コンビニ収納に伴うコンビニ側での事務負担の増加、収納委託先との調整等、様々な課題が考えられるところであり、それらを整理した上で検討する必要があると考えている。また、現時点においてご提案にかかるニーズが現場においてどの程度存在しているか把握できていないことから、各自治体の意見を聞いた上で対応について検討したい。なお、提案事項の中では、「生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られている」との言及があるが、現行法に基づく運用の中では、保護費の返還金等の納付については、平成28年度の地方分権提案を踏まえ、今般の法改正により生活保護法第78条に規定する徴収金だけでなく同法第77条の2の規定により徴収する徴収金についても、同法78条の2に基づいて被保護者の同意があれば支給する保護金品から徴収することができることとしている。他にも、例えば地方自治法施行令第155条において歳入の納付方法の1つとして口座振替が認められている。被保護者本人の同意に基づき上記の方法を活用して、被保護者がコンビニ等に出向く収納方法よりも確実に収納することができることから、結果として保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

コンビニ収納に必要となるシステム改修、手数料等の費用の問題については、実際に各自治体がコンビニ収納を実施するにあたり検討を行うもので、生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納を追加することについては、現場のニーズで判断すべきではないか。

その現場のニーズについては、本市及び人口規模や地域の異なる複数の追加共同提案団体が挙げた支障事例の中で、債権回収の現場である自治体のニーズはもとより、実際にコンビニで支払えないかという問い合わせが多数あることから債務者のニーズも多くあることが認められる。

なお、本市では、システム改修費用や収納代行業者に支払う手数料などの歳出はコンビニ収納を行うことにより増加する歳入の7%弱に過ぎないと試算しており、十分に費用対効果があると考ええる。

納付方法について、生活保護法第78条に規定する徴収金だけでなく同法第77条の2に規定に基づいて徴収する徴収金についても、同法第78条の2に基づいて同意があれば支給する保護金品から徴収することができることとなっているが、支給する保護金品のない債務者がいること、福祉事務所の責めに帰すべき事由がある場合など同法第77条の2に規定に基づいて徴収できない同法第63条に規定する返還金もあることから適用できる債権の割合が低く、これだけで十分とは言えない。

また、納付方法の一つとして口座振替が認められているところではあるが、生活保護費返還金等の債務者の家計規模は小さく、口座の残高不足により引き落としができないことも想定される。

以上のことから、全額公費である保護費の返還に向け、介護保険料や国民健康保険料と同様に、収納手段の増大を図るべきであると考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉市】

生活保護費返還金等については、滞納繰越額が過大に増え、徴収率の低さが大きな課題となっている。収納の機会を増やすことは、徴収率の向上に大きく寄与するものであり、他の公債権においては、コンビニ収納により大きな成果をあげていることから、生活保護費返還金等についても十分な効果が期待できる。

【横浜市】

就労等の理由により日中銀行に行くことができない債務者にとっては、金融機関窓口での口座振替の手続きをすることが難しく、また残高不足により口座振替不納となった場合の自治体の事務負担が発生する。

コンビニ収納としての手数料を債務者が負担することの是非についてもご検討いただきたい。（実施機関ごとに判断が異なるのは望ましくないと考える）

【川崎市】

当市では、納付書による支払いが主な返還方法となっているが、納付書については指定金融機関等の窓口営業時間のみの取扱いとなり、就労等で平日の昼間に金融機関へ行くことが困難な方や、指定金融機関が存在しない地域に転出した方等については使用ができないことから、コンビニ収納への要望が少なからず存在している。また、収入率向上のためには支払機会の拡大が必要と考えており、コンビニ収納の利便性の高さに対し大きな期待を寄せているところである。

なお、法第78条の2は廃止ケースでは利用できないこと、口座振替は、システム改修や各金融機関との契約等、コンビニ収納と同様に予算と手間がかかる上に、利用できる金融機関にも限りが出てしまうことから、コンビニ収納を優先的に検討していきたいと考えている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体をはじめ多くの自治体においてニーズがあると認められることを踏まえ、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出していただきたい。

各府省からの第2次回答

生活保護法第63条の返還金及び同法第78条の徴収金について、次の地方分権一括法において、生活保護法の改正等必要な措置を講じることとする。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、総務省 第2次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。

具体的な支障事例

当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。
 当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。
 このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務を私人に委託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに徴収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。

根拠法令等

- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・地方自治法第243条
- ・地方自治法施行令第158条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、熊本市

○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考えます。
 ○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)(以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。

○地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公金取り扱いに関し適性を欠く恐れはないものと思料。

【総務省】

本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

京都市で行われている放置自転車等の撤去及び保管等については、京都市の条例を根拠としているが、その条例の基となるのは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下、「自転車法」という。)である。

このため、京都市の放置自転車等の撤去及び保管等に係る費用の性質及び当該費用の徴収・収納事務を私人に委託することの可否については、自転車法における解釈によるものと考えており、対外的な説明が求められた際には、自転車法に基づき説明をする必要があるところであるが、関係府省からの1次回答だけでは当該事務の私人委託の可否が不明確であるため、次の3点をお願いしたい。

- 1 自転車法第6条第5項に規定する放置自転車等の撤去及び保管等に要する費用が地方自治法施行令第158条第1項に規定するどの歳入に該当するかを明確にしていきたい。
- 2 上記費用の性質の明記が難しい場合については、当該費用の徴収・収納事務を私人への委託が可能であることを明確にしていきたい。
- 3 上記について明記した通知の発出をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務について、私人に委託することが可能であることを、その根拠を整理した上で、地方公共団体に通知していただきたい。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するどの歳入に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。

【総務省】

総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、国土交通省 第2次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。

具体的な支障事例

県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。

「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。

当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。

退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収業務を効率化することができる。

根拠法令等

- ・公営住宅法第29条、第32条
- ・地方自治法第243条
- ・地方自治法施行令第158条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県

○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡を請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額（以下、損害賠償金という）を徴収することとしている。明渡請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。

○当市においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第 34 条第 4 項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定し、本市市営住宅条例施行細則第 26 条第 2 項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額」と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去時の建物修繕費に関しても、私人委託ができないため同様の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去した者は、敷金が滞納家賃に充てられるため、ほぼ建物補修費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行う一方、建物補修費は職員から催告を行う形となり、非効率が生じている。

○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改正により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択肢が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。

○当県では、県営住宅における高額所得者への住宅明け渡し請求（県営住宅条例 29 条 3 項）を実施しているが、明け渡し期限後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の 2 倍の額を損害金として徴収している。（県営住宅条例第 30 条 2 項）当該損害金は、地方自治法施行令第 158 条に規定されないため、県で調定及び徴収しているが、性質的には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収事務を実施した方が効率的と考える。

○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。

なお、地方自治法第 243 条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考ええる。

【国土交通省】

平成 30 年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の歳入の私人への徴収委託については、地方自治法施行令第 158 条に規定があるところ、同条第 1 項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとあり、個別法において徴収委託を可能とする規定をおくことを検討するとしても、上記回答を参考として、個別法に徴収委託の規定をおいている介護保険法等の例を見る限り、委託先を特に限定せず単に「私人」とする場合には、同様の性質が求められると思われることから、ご提案の公営住宅法第 29 条第 7 項及び第 32 条第 3 項後段に定められる損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とすることは困難であると考えられる。

ここで、公営住宅法第 29 条第 7 項及び第 32 条第 3 項後段に定められる損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事業主体である各地方公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」について、法令上担保されているとは言いがたく、よって上記徴収委託を可能とする歳入の性質を満たしているとはいえないと考える。

また、仮に本提案が実現したとしても、明渡し請求に係る損害賠償金は公営住宅法第 29 条第 7 項及び第 32 条第 3 項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収委託できないのであれば、本提案実現による効果にも疑義が生じると考える。（なお、住居等を毀損した場合の損害賠償金についても、その程度に応じた額がその都度設定されることが容易に想定しうることから、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」と言えないことは同じである。）

なお、不正等に係る金銭の徴収事務について、一般私人に委託していない例が他にもあるのであれば、そうした事務を委託することの是非について包括的に議論されるべきであり、公営住宅だけを取り上げて議論すべき内容ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

公営住宅に係る明渡し請求後の損害賠償金については、対象者の住戸の占有に係るものは、入居者とその賃貸借契約において、奈良県営住宅条例第 29 条・第 30 条（高額所得者）、第 38 条（不正入居者・家賃滞納者等）の規定により明渡しを請求したことで、契約が終了した後に明渡し義務を履行しないことに対して、当該住戸を新たな住宅困窮者に提供できるよう、その明渡しの履行を担保するため、公営住宅法第 29 条第 7 項、第 32 条第 3 項及び第 4 項と前述の条例及び規則に所定の金額である近傍同種家賃額の 2 倍を入居時に契約として明示するものであり、この入居時の説明により損害賠償額の予約とするものが、本提案で私人委託を求める損害賠償金の内容である。

なお、住戸の占有に係る損害賠償金について、「機械的に算出されるなど客観的に明らか」という点で法令上担保されているとは言い難いとの指摘だが、その金額の決定については、家賃の決定と同様に、明渡し請求後において、一般に公示されている条例及び規則に基づいて毎月県で調定し対象者に通知しており、客観性は担保されている。

また、住宅を毀損した場合の損害については、敷金等でも担保されるもので、損害賠償金の徴収事務は必ず発生するものではなく、仮に住宅の占有に係る損害賠償金のみを徴収委託する形であっても、一定の効果はあると考える。

このことを踏まえ、現在弁護士に委託している滞納家賃の徴収と同程度の事務をこの損害賠償金において同時に行うことができれば、その徴収業務において効率化が期待できる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いがたいため、徴収委託を可能とする歳入の性質を満たしていない、とされている。

一方、当県を含む各事業主体の主な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一体的な回収ができないことである。

損害賠償金の金額の決定（調定）を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかということである。

損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。

【愛媛県】

総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法（個別法）の改正で対応するものと考えており、一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なもの（機械的に算出されるもの）」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法（個別法）での対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えている。

総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した徴収・収納が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がるとともに、当該損害賠償金と同時に発生することも多い滞納家賃の徴収・収納事務との一体的・効率的実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。

○地方自治法第 243 条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない歳入の徴収・収納事務について、一般法である地方自治法施行令で画一的に制限緩和することは困難だとしても、地方公営企業法においては特に歳入の性質を限定せずに制限緩和が認められているように、個別法において、個別の収入ごとに制限を緩和することも可能ではないか。

○国土交通省の第 1 次回答においては、個別法で規定を置くとしても「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」である必要があるとの考え方が示されているが、当該金額の算出根拠等が法令に明記されていなくても、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって告示等で広く公に周知されていれば客観性を担保することが可能であり、個別法で徴収・収納事務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。

○1 次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の催告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないことが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることにについて、2 次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

【総務省】

1 次回答のとおり、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であり、本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。

なお、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることから、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じている地方自治法第 243 条の規定の趣旨に留意する必要がある。

【国土交通省】

本件損害賠償金の徴収業務のうち、補助行為や事実行為にあたるものとして法的措置がなくとも委託可能な業務について、その範囲を明らかとし、事業主体の業務効率化につなげることとしたい。

上記の委託可能な業務の具体的内容は、地方分権改革推進室を通じて提案団体に確認いただいているところである。国土交通省としては、事業主体の業務効率化に十分資する内容となっていると考えているが、提案団体からご意見があれば、それを踏まえて 2 次ヒアリングまでに検討したい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、総務省 第2次回答

管理番号	81	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
------	----	------	--------------	------	----------

提案事項(事項名)

普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 232 条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。

具体的な支障事例

過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。

南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている本市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。

なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。

【具体的な支障事例】

- ・平成 25 年台風 18 号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。

- ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。

【制度改正の検討経緯】

総務省にて、平成 26 年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払による支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成 27 年 12 月に報告された「地方公共団体の財政制度の見直しに関する報告書」では、立替払についての項目については記載がない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施により、住民サービスの向上が図られる。

根拠法令等

地方自治法第 232 条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市

○平成 30 年 7 月豪雨で、緊急的に物資調達をしなければならなくなった際に支障をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めていただきたい。

○当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。

○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱えると想定されるが、現時点での支障事例はない。

○平成 30 年 7 月豪雨において、被災地へ派遣している職員へレンタカーの燃料費代を渡していたが、想定より不足したことから、急遽派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められていない事務手続きのため、顛末書などの記入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び至急の支払の対応については、立替払いしか対応ができないため、やむを得ず今回の対応となってしまった。

○当市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けることができなくなった。このためゴミ収集車のガソリン代の支払いについて、職員による立替払いを検討した経緯がある。

○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの借上げの増加、ガソリン等の納入可能業者（平時は単価契約による実績払い）から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が発災し会計事務が執行不能となったほか、金融機関も被災していることから、資金前渡や常時資金の準備が間に合わなかったため、やむを得ず職員による立替払（実績：104 件）を行うことで、震災対応業務を継続せざるを得なかった。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金上限額（現行：30 万円）を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払についても制度的に位置づける必要がある。

常時資金では対応不可能な事例

- ・常時資金をしている出先機関自体が被災した場合
- ・常時資金を超える支出が必要な場合（多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる）
- ・常時資金を保管している金庫等を管理している職員が登庁できない場合
- ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合

各府省からの第 1 次回答

公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。

しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、立替払いと同様の効果となる運用が可能かについて検討をすすめる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

例え災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。決裁権者への電話等での確認や立替払いが可能なものを事前に例示しておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。

国においても制度化されていないとのことですが、災害対応の一義的責任を負い、発災初動期において被災者や被災現場に直接対峙し、緊急的な対応を求められる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払の必要性があると考えます。

住民の福祉の増進を図るにあたり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害応急対策を進めることは、市町村の根源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、時期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初動期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。

○2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。

しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、現行の支出の特例制度（資金前渡）における運用上の取扱いを中心に、提案団体が求める災害時における支出が可能か検討をすすめる。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、総務省 第2次回答

管理番号	26	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止

提案団体

下関市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。

具体的な支障事例

本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審理員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。

改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。

したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。

加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審査請求人は早期に裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。
また、保育料決定処分に係る審査請求に限って言えば、公立・私立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均衡が解消される。

根拠法令等

- ・地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項
- ・行政不服審査法第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、神戸市、高松市、宮崎市

○当市においては、地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結論（認容裁決）や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報伏せの形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。

各府省からの第1次回答

地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、原則として議会への諮問手続を経ることとされている。

これは、給与に関する事務又は財務に関する事務（以下「給与等に関する事務」という。）に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。

すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められているところであるが、給与等に関する事務に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）（第7次地方分権一括法）において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本案審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、地方自治法における不服申立てについても、審査請求人の簡易迅速な住民の権利利益の救済の実現を図れるようにするものであり、行政不服審査制度の趣旨に沿ったものであると考えている。

各府省の回答にあるとおり、執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問が設けられていることの意義については十分理解しているところである。

ただ、不服申立ての対応現場である地方公共団体においては、保育所の公立・私立の違いをもって、保育料決定処分に対する救済手続に相違があることを住民に説明しにくいことを苦慮して提案するものである。

今回の提案は、全国の地方公共団体の執行機関や議会に影響を与えることとなることも理解しており、これらの関係者の意見も汲み取りながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために必要な対応を御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

公立保育所の保育料は使用料、私立保育所の保育料は負担金とされているが、両者が異なる理由及び、不服

申立ての根拠規定が異なる中地方自治法では負担金が議会諮問の対象とならない理由を、それぞれお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、利用者と施設の間の契約を基本とした共通の給付・利用者負担のスキームとなっており、各施設が公立の場合には、その利用者負担は公の施設の使用料に該当することから、一次回答にも記載の理由により、審査請求に当たっては地方自治法の規定が適用されることになる。

なお、児童福祉法において市町村に保育の実施義務があることから、私立保育所については、子ども・子育て支援法附則第6条により、市町村が施設に対し委託費を支払うとともに、利用者から保育費用を徴収することとされており、この際の利用者負担額は「負担金」と整理されているが、過去の行政実例においても、地方自治法ではなく、各法において「負担金」制度が規定されている場合、その賦課処分に対する不服申立ては、地方自治法によらず原則として行政不服審査法によるものと解している。つまり、各法における負担金は、当該各法において負担を課したものであり、地方自治法上の分担金の規定を準用あるいは適用する旨の規定が置かれていない限り、当該各法あるいは行政不服審査法の規定によるものである。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号	219	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。

【課題】

KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。

しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。

そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。

なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に投資が可能となるよう法改正が行われている。

【解決案】

地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

ベンチャー企業を通して研究成果が社会に還元され、イノベーション創出に寄与する。その結果、ベンチャー企業の成長につながり、出資元へ利益が還元される。それにより、KISTECの自主財源の充実が実現し、更なる研究開発力の強化という好循環な環境が構築される。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに出資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功時における利益の還元が期待でき、中長期的な収入源を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。

すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においても、国立研究開発法人と同様の事務が可能となるように法改正を求めるものである。

現在KISTECが支援している二つの有望な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示し願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

現行制度でも、国立大学法人・公立大学法人と同様、試験研究を行う地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法第21条第1項第1号に定める業務の範囲で、試験研究を行う地方独立行政法人発のベンチャー企業等を想定し、当該業務の対価として現金に代えて新株予約権を含む株式等を受け入れざるを得ない場合には、株式等を取得することは可能と解する。

ただし、新株予約権を行使した場合など、株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められるが、取得した地方独立行政法人発のベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合といった特段の事情がある場合には保有し続けることは可能と解する。

提案内容のうち現行制度での対応が難しい部分については、上記を受けての提案団体における具体的な出資等の内容及びそのスケジュールを踏まえ、スケジュールを含めて具体的な検討を進めてまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省 第2次回答

管理番号	230	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。
(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)

具体的な支障事例

【現状】

公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。

【支障事例】

以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。

不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。

上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条
地方独立行政法人法施行令第2条

総務省告示(平成 25 年総務省告示第 395 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、富山県、長野県、名古屋市

—

各府省からの第 1 次回答

地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 8 条第 2 項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。

その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており（地方独立行政法人法施行令第 2 条）、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。

不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと（法第 6 条第 1 項）、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと（同条第 3 項）と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続を簡素化することはできない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項により、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続を行った上で認可している。

このため、法第 8 条第 2 項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている、「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続によって担保されていると考える。同様に、法第 6 条第 1 項、第 3 項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。

また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続を簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めている訳ではなく、一定の手続を経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続を簡素化することを提案しているものである。

以上を踏まえ、再検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならない理由をお示しいただきたい。

○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要なのではないか。

○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一的な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度（地方三公社）においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。

なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとすることのないようにしなければならぬとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合については、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方とも整合するものである。

不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。両議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。

しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省 第2次回答

管理番号	49	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
------	----	------	--------------	------	------------

提案事項(事項名)

森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。

【支障事例】

森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。

また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

平成 24 年 4 月 1 日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。

根拠法令等

森林法第 10 条の 7 の 2、第 191 条の 2 第 1 項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成 23 年 4 月 22 日付け 23 林整計第 26 号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市・岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、

○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。

○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、現に所有する者の特定ができず、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに森林の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。

○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成 24 年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考ええる。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への譲与が始まった森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につながって行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。

○平成 31 年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。

○平成 24 年 4 月 1 日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。

○森林法第 191 条の 4 に定める林地台帳において、台帳の所有者情報（現に所有する者の情報）の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第 10 条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第 5 条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。

○森林法第 191 条の 5 第 2 項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産税課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。

○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。

○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。

○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。

○平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報か、（土地の所有者となった旨の届出義務がない）所有権を移転せず変更された住所が判別できないとのことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。

○森林法第 191 条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成 24 年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成 24 年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。

○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成 24 年3月 31 日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。

○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第 22 条に基づく守秘義務が課されている。

平成 24 年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。

平成 24 年3月 31 日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。

【農林水産省】

現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第 22 条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができるところ。

固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考えるが、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 24 年3月 31 日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等林業経営の効率化に支障が生じているという現状がある。

また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なった対応をとることに対する懸念もある。

以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【須賀川市】

林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。

【熊本市】

平成 24 年3月 31 日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連

携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成 24 年以前・以降で区別するべきではないのではないか。

○平成 28 年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成 30 年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。

各府省からの第 2 次回答

平成 24 年 4 月 1 日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。

一方で、同年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門が利用できないこととされているところ。

しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門も利用できるようにすることへのニーズが高い。

また、平成 26 年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較考量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。

こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較考量を改めて行い、平成 23 年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、農林水産省 第2次回答

管理番号	64	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
------	----	------	--------------	------	------------

提案事項(事項名)

森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

提案団体

高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成 24 年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。

具体的な支障事例

【現行制度】

固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成 24 年 4 月 1 日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限り、税務部局から提供を受けることができることとされている。

【支障事例】

森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。

また、森林法第 193 条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平成 24 年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の 7 の 2、第 191 条の 2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成 23 年 4 月 22 日付け 23 林整計第 26 号)、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成 24 年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考えます。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への譲与が始まった森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につながって行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。

○平成 31 年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。

○平成 24 年 4 月 1 日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。

○平成 24 年度以降、新たに森林の所有者となった者の届出面積は、民有林全体の 0.7 パーセント（平成 28 年度末）に過ぎず、また平成 28 年度に地籍調査を実施した結果では、登記簿で所有者が分からない森林は、筆数で全体の約 4 割に及ぶ。現在、新たな森林管理システムにおいて、所有者不明森林に対する特例等が設けられているが、本制度の核となる市町村の推進体制が課題とされる中、より円滑に林地の集約化を進めるため、固定資産課税台帳に関するすべての情報を市町村林務部局へ提供可能とする制度が必要である。

○森林法第 191 条の 4 に定める林地台帳において、台帳の所有者情報（現に所有する者の情報）の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第 10 条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第 5 条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。

○森林法第 191 条の 5 第 2 項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産税課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。

○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。

○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。

○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自助努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第 17 条の 2（死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等）の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならないとなっている。しかし、平成 24 年 4 月 1 日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第 191 条の 2 に該当しない。そのため、包括承継人の届出の添付資料として登記事項証明その他の原因を証明する書面の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみの確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なった状況で包括承継人の届出のみで森林施業の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実にされていない場合、森林施業により施業同意や収益の分配などで支障が生じている。当市としても、森林経営管理法第 5 条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進める

ため、平成 24 年 3 月 31 日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。

○平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所か判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。

○以下の支障が生じている。

①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。

②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。

③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」・「森林簿」にしていくためには、必要不可欠なものと認識。

④町有林の管理・整備に当たって、隣接所有者探索に多大な時間と労力を要している。

○森林法第 191 条の 4 により、各市町村は 1 筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成 24 年 4 月 1 日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成 24 年 4 月 1 日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。

○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成 24 年 3 月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。

○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成 24 年 3 月 31 日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。

○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第 22 条に基づく守秘義務が課されている。

平成 24 年 4 月 1 日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。

平成 24 年 3 月 31 日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。

【農林水産省】

現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第 22 条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができるところ。

固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行い森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。

そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林届など各種手続に加え、本年4月からは森林経営管理法が施行され、市町村は、森林所有者への経営に関する意向調査等の事務が始まっており、森林所有者情報の的確な把握がますます重要となっている。

また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査によれば、登記簿のみでは所在が分からない所有者等の割合は宅地よりも林地においてより高くなっており、森林についても空家と同等の仕組みを整備することが必要であると考えます。

共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林経営管理法の事務等の遂行のため固定資産課税台帳に記載されている情報の内部利用について要望を受けているところであり、前向きにご検討いただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【須賀川市】

林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。

【福井市】

税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なった対応をとることとなる。

その結果、行政機関に対する不信感や土地所有者からの苦情等につながる懸念される。

以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。

【五島市】

本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいますようお願いいたします。

【熊本市】

平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。

○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。

○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。

各府省からの第2次回答

平成 24 年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。

一方で、同年3月 31 日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門が利用できないこととされているところ。

しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部門も利用できるようにすることへのニーズが高い。

また、平成 26 年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較考量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。

こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較考量を改めて行い、平成 23 年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。